

町田市教育に関する総合的な施策の大綱（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく、町田市における教育に関する総合的な施策の大綱は次のとおりとする。

＜教育目標＞

町田市は、子どもたちが知性と感性をはぐくみ、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を尊重するとともに、社会の一員としての自覚をもって地域にかかわる人間に育つことを目指します。

また、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を目指します。

基本方針 1 子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成

次代を担う子どもたちの、生涯にわたって学び続ける意欲を高め、健やかな精神、豊かな心、将来の職業や生活を見通して社会の中で自立的に生きていく力をはぐくみます。

基本施策 1 確かな学力の定着

知識や技能を習得させ、学ぶ意欲を高めるとともに、自ら課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するために必要な力をはぐくみます。

基本施策 2 豊かな心の醸成

他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心をはぐくみます。

基本施策 3 健やかな体の育成

運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣を身に付けることにより健康的な生活習慣を形成し、健やかな心身をはぐくみます。

基本施策 4 自立心の醸成

家庭や地域と連携・協力をしながら、勤労観、職業観など、将来の生活を見通して自立的に生きるための基盤となる能力や態度をはぐくみます。

基本方針 2 学校の教育力の向上

様々な教育課題に対応し、子どもたちにとってよりよい教育を進めるために、教師の指導力を高め、教育環境の充実・整備を進めます。

基本施策 1 小・中学校間連携の推進

小中 9 年間を見通して、小、中学校の教育活動の連続性を確保し、学力の向上に向けた取組や心身の発達段階に応じたきめ細やかな指導を行うため、小・中学校間の連携を促進するための仕組みを整備します。

基本施策 2 教師力の向上

教員一人一人の指導力や教育課題に対応する力を高めていくための取組を推進するとともに、教員が心身ともに健康であるよう支援を行います。

基本施策 3 特別支援教育の充実

障がいのある児童・生徒一人一人の教育ニーズを把握し、適切な指導や支援を行います。

基本施策 4 教育環境の充実

児童・生徒がよりよい教育環境で学ぶことができるよう安全で快適な施設の整備を進めるとともに、学校図書館や ICT 環境の充実を図ります。

また、教員が児童・生徒と向き合い、教育活動に専念できる時間をより多く確保できるよう校務の改善を図ります。

基本方針 3 家庭、地域、学校が連携した教育の推進

保護者や地域、関係諸機関と学校とが連携した教育の取組を推進し、子どもたちの健全育成や安全の確保を進めます。

基本施策 1 地域協働の学校づくり

家庭、地域、学校が連携・協働し、地域における様々な知恵や資源を活かした教育活動を推進します。また、これらの活動に必要な情報を、家庭や地域に分かりやすく伝えていきます。

基本施策 2 健全育成の推進

子どもたちが発達段階に応じて人間性豊かに成長するよう、家庭、地域、学校、関係機関と連携して健全育成を進めます。

基本施策 3 児童・生徒の安全の確保

学校内や通学時において児童・生徒の安全が確保されるよう、家庭、地域、学校と連携し、安全に関する教育の充実や犯罪被害の未然防止といった安全管理を推進します。

基本方針 4 生涯学習の推進

市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自由に学び続け、支え合うことができる社会を目指し、学習の機会や場の充実、環境の整備を進めます。

基本施策 1 学習機会の提供

子どもから高齢者まで、あらゆる世代の市民が生涯学習に魅力や意義を感じ、関心をもてるよう、様々な学習情報を収集し、わかりやすく発信します。

また、学習意欲につながるテーマ、ライフステージに応じた課題や社会の変化から生じる問題の解決など、関係機関とも連携し、幅広く学習機会を提供します。

基本施策 2 自主的な学習の支援

市民が自分に合った学習方法を選び、学習を深めていくことができるよう、学習相談や学習資料を充実させます。また、自主的に学習活動を行うことができる場を提供します。

さらに、市民が相互に学び合い、自発的な活動につなげられるよう、関係機関を連携・協力して支援を行います。

基本施策 3 学習環境の整備

市民が気軽に生涯学習センターや図書館などの学習施設を訪れ、快適に学習活動を行うことができるよう、学習環境を整備します。

加えて、学習事業の方法や内容をよりよくするための評価を行うとともに、新たな学習テーマの発見や仕組みづくりに向けて調査・研究を進めます。

基本施策 4 文化資源の保全・活用の促進

遺跡や古民家、文学資料などの文化資源を良好な状態で後世に伝えられるよう、調査・研究と、適切な維持管理を行います。

また、町田の歴史や文化への理解、関心が深まるよう、市民はもとより、市外の多くの人に文化資源の魅力を広く発信します。

この大綱の期間は、2019年3月31日までとする。